

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
30	甲種農地の転用等の許可に係る要件の緩和	農林水産省	1～5

農地転用許可制度について

→

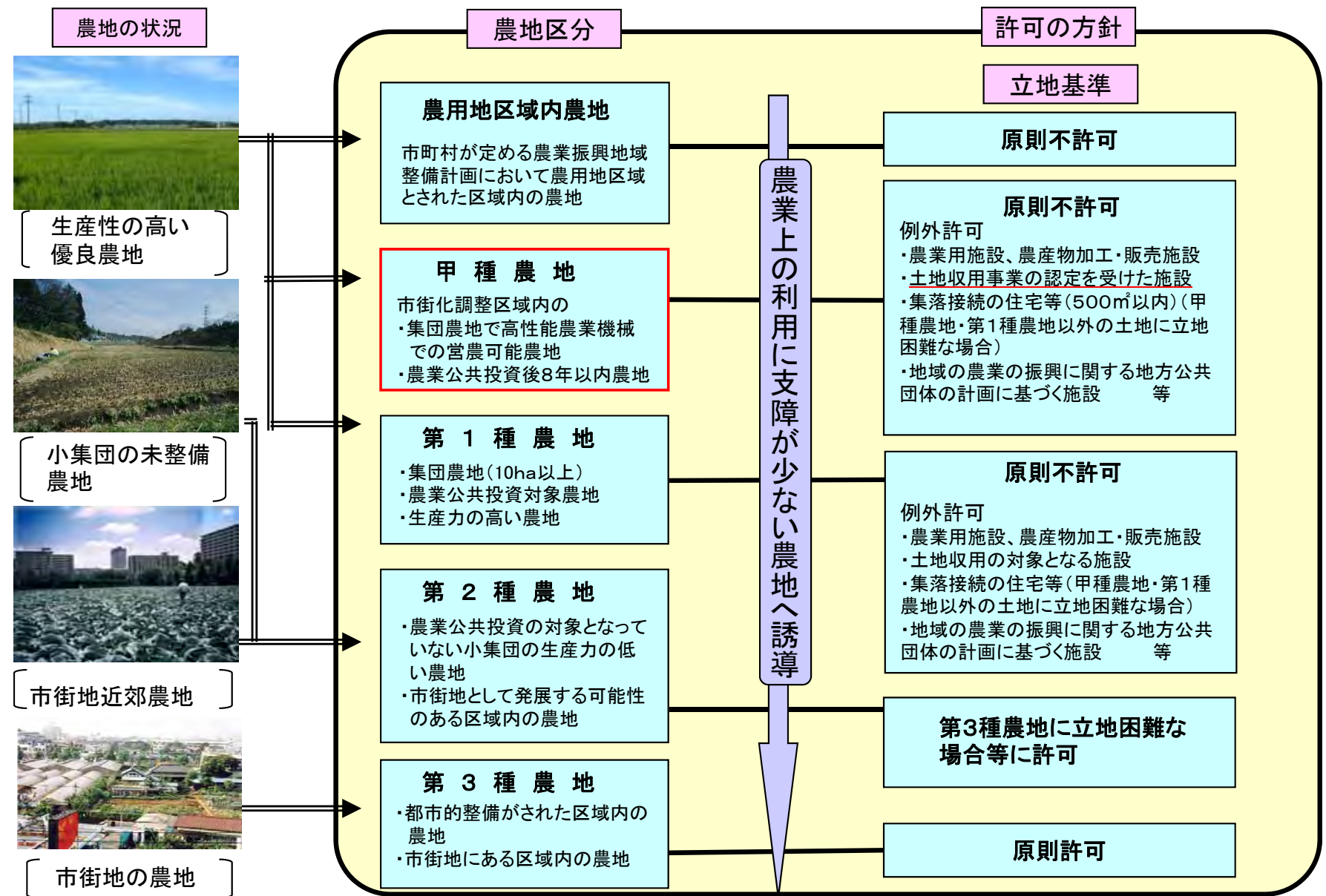
平成29年8月4日

農林水産省

農地転用許可制度

- 農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導。
- 農地転用許可権者は、都道府県知事又は農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長となっている。ただし、4haを超える転用は農林水産大臣に協議が必要。(第5次地方分権改革一括法(平成28年4月1日施行))

2



第1種農地と甲種農地の違い

- 第1種農地は、10ヘクタール以上のまとまりのある農地や土地改良事業が行われた農地等
- 一方で、甲種農地は、第1種農地のうち市街化調整区域内(※)で、
 - ・例えば、30アール区画(100m×30m)に整備され高性能な農業機械による効率的な農作業が可能な農地
 - ・ほ場整備等が実施されて事業完了後、8年を経過していない農地

※市街化調整区域とは、都市計画法上、市街化を抑制すべき区域として位置付け。

【 第1種農地 】



【 甲種農地 】



○ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）

（農地の転用の制限）

第四条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

2～5（略）

6 第一項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、**土地収用法第二十六条第一項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第二項において同じ。）に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき**、第一号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画（以下単に「農用地利用計画」という。）において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、**この限りでない**。

一 次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合

イ 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内にある農地

ロ イに掲げる農地以外の農地で、集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるもの（**市街化調整区域（都市計画法第七条第一項の市街化調整区域をいう。以下同じ。）内にある政令で定める農地以外の農地**にあつては、次に掲げる農地を除く。）

(1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で政令で定めるもの

(2) (1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で政令で定めるもの

二 前号イ及びロに掲げる農地（同号ロ(1)に掲げる農地を含む。）以外の農地を農地以外のものにしようとする場合において、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができること認められるとき。

三～五（略）

7～11（略）

○ 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）

（良好な営農条件を備えている農地）

第五条 法第四条第六項第一号口の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるものは、次に掲げる農地とする。

- 一 おおむね十ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地
- 二 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農地の造成その他の農林水産省令で定めるもの（以下「特定土地改良事業等」という。）の施行に係る区域内にある農地
- 三 （略）

第六条 法第四条第六項第一号口の市街化調整区域内にある政令で定める農地は、次に掲げる農地とする。

- 一 前条第一号に掲げる農地のうち、その面積、形状その他の条件が農作業を効率的に行うのに必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの
- 二 前条第二号に掲げる農地のうち、特定土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から起算して八年を経過したもの以外のも（特定土地改良事業等のうち農地を開発すること又は農地の形質に変更を加えることによつて当該農地を改良し、若しくは保全することを目的とする事業で農林水産省令で定める基準に適合するものの施行に係る区域内にあるものに限る。）

○ 農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）

（農作業を効率的に行うのに必要な条件）

第四十一条 令第六条第一号の農林水産省令で定める基準は、区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械（農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第二条第三項に規定する高性能農業機械をいう。）による営農に適するものであると認められることとする。

（土地の区画形質の変更等に係る特定土地改良事業等）

第四十二条 令第六条第二号の農林水産省令で定める基準は、申請に係る事業が次に掲げる要件を満たしていることとする。

- 一 第四十条第一号口からホまでに掲げる事業のいずれかに該当する事業であること。
- 二 次のいずれかに該当する事業であること。
 - イ 国又は都道府県が行う事業
 - ロ 国又は都道府県が直接又は間接に経費の全部又は一部を補助する事業